

会 議 録

会議の名称	平成29年度 第1回桶川市いじめ防止連絡協議会
開催日時	平成29年7月11日(火) (開会)午後1時30分・(閉会)午後3時
開催場所	桶川市役所仮設庁舎会議室302
出席委員	11名
欠席委員	3名
事務局職員	2名
議題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 委嘱の委嘱状交付</li> <li>3 会長あいさつ</li> <li>4 委員紹介</li> <li>5 副会長選出</li> <li>6 協議             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) いじめ防止対策推進法に基づく桶川市の取組</li> <li>(2) 桶川市のいじめに係る現状</li> <li>(3) 桶川市いじめ緊急対応マニュアルについて</li> <li>(4) いじめ防止への取組</li> <li>(5) その他</li> </ol> </li> <li>7 閉会</li> </ol>
配付資料	<p>次第</p> <p>いじめ防止対策推進法に基づく桶川市の取組</p> <p>桶川市のいじめに係る現状</p> <p>桶川市いじめ緊急対応マニュアル</p>

議事の内容	<p>1 開会</p> <p>2 委嘱状の交付 教育部長</p> <p>3 会長あいさつ 教育部長</p> <p>4 委員紹介</p> <p>5 副会長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 桶川市いじめ対策委員会規則第3条に基づき、副会長を決定した。</li> </ul> <p>6 協議</p> <p>(1) いじめ防止対策推進法に基づく桶川市の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務局が資料に基づき、本市の取組について説明した。</li> </ul> <p>会 長：事務局の説明に質問、意見はないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員からの質疑・意見なし</li> </ul> <p>(2) 桶川市のいじめに係る現状</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務局が資料に基づき、本市のいじめに係る現状について報告した。</li> </ul> <p>会 長：事務局の説明に質問、意見はないか。</p> <p>委 員：アンケート調査について、学期ごとに6月、11月、2月と実施しているが、アンケートの内容は、桶川独自のものであるのか文科省から提案されているものであるのか。</p> <p>事務局：近隣の市町と確認を取っているが、基本的に桶川市で考えている内容である。</p> <p>委 員：いじめの態様について、冷やかしや悪口が多く、パソコンや携帯電話によるものも少ないがある。複数選択になっているが、ラインやフェイスブックによるいじめは多い方に混ざっているのか。</p> <p>事務局：「パソコンや携帯電話で、誹謗中傷やいやなことをされる」にカウントされているが、それらが他の項目とどのように重複しているかについては、わからない。</p>
-------	---

委員：いじめの認知件数の推移が 27 年度から 28 年度で増えている。生徒の認知があがっているか、先生の認知があがっているのか。小学校と中学校で傾向に違いがあるのか。いじめの認知件数は、延べであるのか。

事務局：積極的に認知するようになり件数が増えている。いじめは隠すのではなくまずは発見する、そしてそれを解決するという方向で行っている。教員自身も積極的な認知を行っている。メディアからいろいろな情報が入ってくるので保護者の意識も高まってきていると思う。個別の人数については、一人一人のものになっている。小中学校のいじめの認知件数の内訳は、学年の状況や年度、学級の中での人間関係もあるので、一概には述べられない。中学校では、部活動内での人間関係をめぐるものもある。小学校の低学年、中学年では、ぶった、たたいたなどの 1 対 1 のものが、だんだん高学年になっていくにしたがって、何人かにいやがらせを受けるなど複数になっていく傾向がみられる。

委員：(資料「1000 人当たりのいじめ認知件数（平成 27 年度）都道府県比較（26 倍の差）」（文科省）に関連して）文科省の初等中等教育局からの資料であるが、国立教育政策研究所のいじめ追跡調査では、2013 年から 2015 年に、仲間はずれ、無視、陰口をされた経験があるが 9 割、いじめをした経験がある 9 割というアンケート結果がでていて、いじめはどこにでもあるという事実認識である。それに基づいた資料であるが、例年、京都府が毎年多い、埼玉県は少ない方になっているという報告を受けている。南部教育事務所や県の会議に出ているので、また何かあったら資料提供を行う。

事務局：県からも、いじめの積極的な認知に関する通知はでていて、市内の小中学校にも指示をしている。埼玉県でなぜ少ないのかについては、分析はできていないが、本市としては、積極的な認知を進めている。

### (3) 桶川市いじめ緊急事態マニュアルについて

- ・事務局が資料に基づき、桶川市いじめ緊急事態マニュアルについて説明した。

### (4) いじめ防止への取組

事務局：いじめについては、いじめの未然防止、早期発見・早期対応といった取組が重要となっている。本協議会では、児童生徒に関わる各課・

関係機関の方にお集まりいただいているが、皆様の立場からの情報やご意見をお伺いしたい。

会 長：事務局より説明があったが、本協議会の役割は「いじめの防止等のための取組に関する関係機関・団体との連絡調整」である。いじめの未然防止にかかわる取組や、早期発見や早期対応にかかわる取組をはじめ、これまで取り組まれてきた上での課題や、各課や機関からの情報を含めて、この場で共有し、必要に応じて協議していきたいと考えているのでよろしくお願いしたい。

委 員：重大事態にならないことが大切である。いじめは、どの子供にも、どの教室にも起こり得るということは、職員に話し、いじめの未然防止を図っている。いじめは早期発見をすることが大事である。早期発見のためのアンケートを年に3回おこなっているが、アンケートに書けない子供もいる。アンケートに書かれたことは教員で事実確認をし、解決しているが、普段から子供をよく見て、状況把握をすることが大切である。教員の資質に負うところが大きいと感じている。掃除をしているところを見て、いつも同じ子ばかりが雑巾がけをしているようなことがあれば、そこに何らかの力関係があるかもしれないということを見抜いて指導する教員もいれば、見過ごしてしまう教員もいる。そうならないように、学校としては研修を行いながら、資質を上げていく。いじめの芽を早く発見して対応していくということをどの学校でもやっている。いじめ未然防止については、学校経営や学級経営に関わることであるが、いじめをしないさせない雰囲気をつくることである。一人一人を大切にしていって、グループやペアを話し合う中で個性や意見を認めていく、そうした授業づくりが大切だと思っている。道徳教育やそれ以外の授業でも心を育てている。いじめ防止のポスターを掲示する、朝会で話をするなど雰囲気づくりを行っている。運動会では、組体操のように全員で一つのものをつくりあげていく、それが保護者や他の学年に感動を与えるとともに、集団への所属感や成就感を味わえている。また、合唱も同様である。そうした学校行事において、みんなで一つのものを作っていくことがいじめを許さないことにつながっていくと考えている。そうした取組を、もっとしかけていきたいところではあるが、一方で教員の多忙もある。

会 長：教育センターの立場からどうか。

委 員：それぞれの学校の取り組みや防止の努力の成果であると思うが、具

体的にいじめに困っているという児童生徒、保護者から教育センターへの相談はゼロに近い。これは、忙しい中でも、11の学校で、先生と子供との関わりや教育活動全ての取り組みの成果だと思っている。いじめは、教育にどんなに手を入れても発生しがちなものである。いじめには、3層構造があると言われている。被害者、加害者、観衆である。観衆の中には、仲裁に動いていく児童生徒と、傍観している児童生徒がいる。そこに、教員の資質や教育の成果がかかっている。いじめ防止策の1つとして、道徳教育の充実が挙げられているが、道徳教育の充実を通して、3層構造の中の観衆を変化させていくものと考えている。仲裁者となるような児童生徒を育てていく役割を果たしていくのが道徳である。具体的には、生命を大切にしていって、友情、信頼、助け合い、公德心を大事にしていこうということを、日常の学級づくりや授業などを通して、教師と児童生徒のふれあいの中で培っていくことに尽きると思う。桶川市民憲章に書かれているが、「長い歴史と文化に培われた自然豊かな桶川市」、そういう自然豊かな桶川市で暮らしている児童生徒一人一人が、他人に危害を加えるような行為をしないこと、郷土を愛する子供ならば、お互いに危害を加えないようにしていくこと。ただ、お仕着せの道徳教育では、子供も苦しくなってしまう。ストレス発散していくような役割を果たしていくものが、特別活動と言われる学校行事などである。それをきちっと指導できる桶川市の公立小学校中学校の教員の資質を磨いていくことで、いじめの未然防止につながっていくと考える。決して理想をあきらめない姿というのが、いじめの未然防止につながっていく。そして、仲裁者となる正義のある桶川の子供を育てていくと考える。

会 長：PTAの立場からいかがか。

委 員：学校評議員には、近隣の小・中学校が参加しており、小学校でも中学校の情報が得られる。その中で、不登校も含めていじめの未然防止の動きをしていて、とても良いと思う。保護者同士の横のつながりについては、保護者を孤独にさせないという運動をしている。横のつながりを通して、できるだけ学校に顔を出していけるような形であれば、いじめの問題も少なくなっていくのではないか。学校が地域のコミュニティとして、学校中心に保護者としていろいろな形でお手伝いを含めて活動していくことが、最終的にはいじめ防止につながっていくと考えている。

会 長：小中連携の一部分を紹介していただければと思う。

委 員：子供の連携としては、中学生が小学校に来て挨拶運動をする。運動会の入場行進で中学校の吹奏楽部が演奏する。教員も夏季休業中に、中学校区ごとに集まって研修を行っている。小中学校の教職員が分科会ごとに分かれて研修を行うことを考えている。6年生が中学校に行き授業や部活動の見学をしている。

会 長：警察の方から見た子供の様子を説明願いたい。

委 員：いじめの問題は重要視している。様々な警察活動を通して、問題の背景にいじめがあるのではないかとすることを念頭において対応している。例えば少年の行動についても、学校がある時間帯にかかわらず、ゲームセンターカラオケボックスにいる時に、単に怠けなのか、なぜ学校に行かないのか、その背景は何なのか、一步踏み込んでいる。子供同士のトラブルにおいても、トラブルの起きた背景は何なのかをよく聞き取り、いじめが背景にあれば、保護者や学校に情報提供をしている。中には、自分の子供がいじめられていることを知らない保護者もいる。子供が親を心配させないために、親に相談していないケースもある。保護者の少年相談の中からも、いじめがあるのかないのかを把握し、必要があれば学校から聴取をするなど対応をしている。警察としては、取り締まるばかりではなく、いじめの未然防止を考えている。警察が持っている情報は、できる限り提供したい。

委 員：青少年問題協議会に参加しているメンバーは地域の方が多く、民生委員、区長、PTA 等である。いじめのことについて話し合うこともある。地域の人から通学路の様子を見ていて、1人の子がランドセルをいくつも持たされていて、これはいじめかなと感じたら学校のほうに報告するという話もある。小さなことでも学校に情報を提供する。青少年会議の中では、インターネットによるいじめ、見えないうところのいじめが多いのではないかと、保護者も情報をよく知らないといけないのではないかと、子供に話すときにはインターネット、ラインやフェイスブックの使い方について話しながら、いじめを未然にふせぐ、早期発見できるようにしてあげる、という話が、前回、出ていた。いろいろな団体が集まっているので、情報交換することが有効なのではないか。

会 長：行政の方の取組を説明願いたい。

委員：中学生が自殺をし、社会問題になっている。学校だけの問題ではなく、大人としてどう関わっていけばよいかというところを考えている。取り組むところが学校任せになっており、他に取り組む術があるところを、社会全体で考えていかなければならない。児童虐待防止法では、通告があるが、いじめの場合はどういう形で取り組むのかむずかしさがある。目に見えないいじめという話がでたが、子ども自身が話せる人、養護教諭やさわやか相談員など環境があればよいのでは。児童館は18歳未満ならば来られ、居場所になっていると思っている。

会長：何か心配なことを目にした時、どこに情報をだせばよいのか。学校に情報を出そうか迷った事例はあったか。

委員：今まではなかったが、放課後児童クラブでは、いじめということではないが常に連携を図っている。地域の中の学校という存在であれば、より連携は深まる。

委員：子育てに関する「子供と家庭なんでも相談事業」を行っている。家庭児童相談員を配置している。直接、いじめにつながるものかは、わからないが、不登校の相談は多々ある。内容によってだが、家庭でのお子さんに対する対応ということでアドバイスを行っている。中には、学校には話せない内容や教師の対応についての内容もある。アンケートに書かれないケースがあるということで、相談できる体制づくりが必要であると感じる。

委員：人権相談を人権擁護委員が受けている。子供のいじめの相談はないが、日常生活で困っていることや子供の育て方などの相談を受けている。人権擁護委員も教員を退職した方が多い。効率保育所の年長クラスで、年に1回、人権教育を行っている。けんかをしてはだめ、仲良くしようというような形での人権教育を行っている。

委員：事務局として、桶川市青少年健全育成市民会議をやっている。その中で非行防止のキャンペーンを100人ぐらいの体制で、非行防止、SNSの使い方等の啓発を行っている。また、親子ふれあいウォークを行っている。PTAに約30名の巡回指導員を委嘱し、月に2回、ショッピングセンターや公園を巡回していただいている。見守りしていることの発信につながっている。全小学校で、放課後子供教室を行っており、新たな地域の方とのふれあいがあり、見守りの

幅が広がっている。生涯学習文化財課としては、PTAとの連携、市民との連携で、未然防止や啓発活動に取り組んでいる。

委員：直接、児童生徒と関わる場所は多くないが、無料の行政書士相談、法律相談などの各種相談業務を行っている。心配事の相談に来られた方の主訴をとらえ、適切に専門の方へとつないでいくということを心掛けている。また、今後も、つねに情報交換しながらいじめの未然防止、早期発見、早期対応につなげていきたい。

会長：全体を通して、何かあるか。

委員：桶川市の宝である子供たちのためにたくさんの大人が動いていることがわかった。その子供たちをしっかりと育てていかなければならない一番の現場である学校は、先ほど申しあげたことを、連携を強めながらしっかりやっていかなければいけない。

委員：放課後児童クラブや放課後こども教室での子供たちの中での課題があることを聞いている。PTA活動になかなか参加していただけない保護者もいる。そうした場合、先ほど話が出ていたSNSのことを伝えていけるのは学校の授業である。

委員：市長のあいさつ運動も引き続き続けていきたい。

委員：チーム学校という言葉があるが、チーム学校を運営し、支えているのは校長先生方である。桶川市教育センターにいじめ等の相談が皆無なのは、それぞれの学校長の運営の成果を示しているのではと思う。家庭や地域からの学校愛をまとめている校長先生方の力ではないか。

会長：今後も何かあったら、情報提供をお願いしたい。いじめの共通理解のもとに、連携を図っていきたい。

#### (5) その他

会長：本日の協議を通して、意見があれば発言願う。

・委員より発言なし

7 閉会

以上